

火災共済ニュース No. 1

令和 4 年 4 月 発行
山形県火災共済協同組合
9 9 0 - 8 5 8 0
山形県山形市城南町 1-1-1
霞城セントラル 13 階
TEL : 023-647-2380



共済金の請求を代行します等の勧誘を受けていませんか？



業者とのトラブルに注意！

大雪や強風、落雷など、災害の多い年は特に注意！

まずは当組合、または取扱代理所へご相談ください。



注目！業者とのトラブルにご注意！

近年、共済(保険)金請求におけるトラブルが増加しております。

今冬、県内では例年以上の積雪量となった地区が多くありました。そのような災害の後には業者とのトラブルが多く発生する傾向があり、消費者庁でも注意喚起を行っている状況となっております。県内においても、近年修理業者からの勧誘によるトラブル等が発生しております。

では、業者とのトラブルとはどのようなものなのかを解説いたします。

①『サポート料をいただければ共済金請求のお手伝いをします』に注意！！

面倒な共済金の請求を代行します等の誘い文句で共済金請求を提案する業者が増えています。

サポートの実績は平均 100 万円です、貰ったお金の使い道は自由です、一時金を入手できる裏技など、甘い言葉で誘惑する例が多く、勧誘方法もインターネットの広告からダイレクトメールまで、さまざまございます。

しかし、必ず支払えるかどうか、いくらもらえるのかは、契約内容や災害現場の調査、見積内容の精査を経て決まるものです。

また、仮に支払えた場合でも、その共済金は損害修理のためにお客様が使うものであり、業者の手続き料として取られるべきお金ではありません。



②古くなっただけだけど雪で壊れた事に…は詐欺に加担のおそれ！

共済(保険)では『経年劣化』による損傷については支払い対象とはなりません。

しかし、業者によっては虚偽の書類や写真を作成し、中にはわざと建物に損害を加えたうえで共済金を請求される場合がございます。

本当は古くて壊れただけですが、雪や風で壊れた事にして見積書を作成しますといった嘘の請求に始まり、気づかぬうちに詐欺に加担することとなり、トラブルとなるケースも増加しております。

サポート依頼の前に、まず当組合または代理所へ連絡を！

虚偽の共済金請求にもご注意ください！！

ポイント 白ナンバーの事業所でもアルコールチェック義務化へ！

これまで運送業や旅客運送業などの「緑ナンバー」事業所を対象に義務化されていたアルコール検知器でのチェックが、今年4月・10月に施行される改正道路交通法施行規則により、白ナンバー事業所においても規定台数以上使用する事業所も対象となります。

この法改定には、2021年6月に千葉県八街市にて飲酒運転のトラックに下校中の小学生がはねられ、児童5人が死傷した事故の再発防止のためという背景がございます。

では、具体的な内容はどのようなものか、以下で解説いたします。



アルコールチェック義務化の対象と点検内容は？

<対象の事業所>

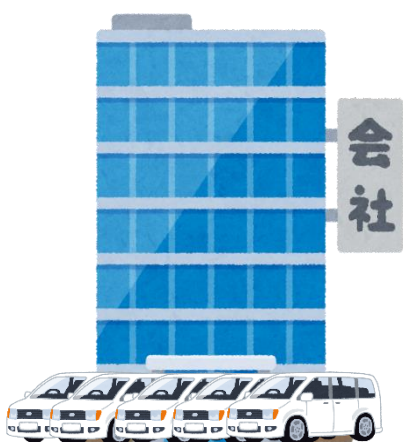
- ・乗車定員が11人以上の白ナンバー車1台以上を保持する企業
- ・白ナンバー車5台以上を保持する企業

※オートバイは0.5台として換算
※それぞれ1事業所あたりの台数

<記録する内容>

- ・検査日時
- ・検査実施者の氏名
- ・検査を確認した第三者の氏名
- ・検査結果

※書式や媒体に指定はありません。



義務化となる点について

◎2022年4月から義務化

- ・運転前後の運転者が酒気を帯びていないか、目視等で確認すること。
- ・酒気帯び確認した結果をデータや日誌等で記録し、1年間保存すること。

◎2022年10月から追加で義務化となる点

- ・営業所ごとにアルコール検知器を常備する。
- ・遠隔地での業務は運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させる。



アルコールチェックを怠った場合について

直接的な罰則はありませんが、安全運転管理者の義務違反となるため、公安委員会により安全運転管理者を解任される、命令違反に対する罰則が科せられる可能性があり、注意が必要です。

もちろん飲酒運転を行った場合については罰則があり、運転者をはじめ、企業の代表者や運行管理責任者にも責任が問われ、罰金や懲役刑が科せられる場合があります、注意が必要です。

詳しい内容や対策については、担当職員へご相談ください。

山形県火災共済取扱商品一覧

①火災共済

建物や建物内収容物を火災や自然災害等の損害をお支払いします。

②自動車総合共済 MAP

自動車事故に係る経済的損失からお客様をお守りします。

③まごころ共済(自動車事故費用共済)

任意共済では難しい誠意部分をカバー。円満解決へお役に立ちます。

④医療・傷害総合保障共済

予期せぬ病気やケガで必要になる経済的負担を軽減します。

⑤休業対応応援共済

火災、台風、地震等で休業した際の事業継続を応援します。

⑥地震危険補償共済

地震による火災、損壊、水災を実損害で補償します。



お見積りに際して、ご加入中の保険証券をご用意いただければ、同条件にてお見積りいたします。

また、上記以外の商品につきましてもご案内の出来るものがございます。

是非、この機会に見直し等ご検討いただければと思います。



山形県火災共済協同組合

TEL : 023-647-2380

山形県山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階

FAX : 023-647-2382

自動車共済サービスセンター(平日昼間)

Tel : 023-647-2383

Fax : 023-647-2382

24 時間事故受付(土日祝・平日午後 5 時以降)

Tel : 0120-258-340

無料ロードサービス(対象車のみ)

Tel : 0120-13-3219

もし、事故が起きたら…。

- 1.まず、けが人の救護をお願いします。
- 2.二次災害が発生しないよう危険防止。
- 3.警察へ連絡をお願いします。
- 4.事故の記録を正確にお願いします。
- 5.サービスセンターへご連絡下さい。
- 6.被害者には誠意をもってご対応ください。